

武器輸出を解禁する「防衛装備移転三原則」に反対し、撤回を求める声明

1 「防衛装備移転三原則」の内容

(1) 政府は、2014年4月1日、武器輸出三原則に代わる「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。新たな「防衛装備移転三原則」は、例外を設けながらも1967年から武器輸出を禁止してきた武器輸出三原則を撤廃し、武器や関連技術の輸出を包括的に解禁するものである。

(2) 政府の説明によると「防衛装備移転三原則」は次の三原則を内容とする。

I 移転を禁止する場合の明確化（第一原則）

①当該移転が日本が締結した条約、国際約束に基づく義務に違反する場合、②当該移転が国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、③紛争当事国(国連安保理がとっている措置の対象国をいう。)への移転となる場合は、防衛装備の海外移転を認めない。

II 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開（第二原則）

上記I以外の場合で移転を認め得る場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、②我が国の安全保障に資する場合等に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。また、日本の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議する。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律を踏まえ、政府として情報の公開を図る。

III 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保（第三原則）

上記IIを満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について日本の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。

2 「防衛装備移転三原則」は平和国家の根幹を覆す

(1) 「防衛装備移転三原則」は、武力行使を禁止した憲法9条を持つ平和国家としての立場から、「国際紛争を助長するおそれがある場合」には武器輸出を禁止してきたこれまでの原則を完全に捨て去るものである。

武器輸出三原則は、1967年に当時の佐藤内閣が武力行使を禁止した憲法9条を持つ平和国家としての立場から、国際紛争を助長することを回避するため、①共産国②国連決議で輸出が禁止されている国③紛争当事国やそのおそれのある国への輸出を禁じたのが始まりで、1976年の三木内閣のもとで、憲法が定める平和主義に則り、その他の国への武器輸出も「慎む」として、武器輸出を原則禁止したものである。

武器輸出を慎む国是は、専守防衛、非核三原則とともに、平和国家という戦後日本の「国のかたち」の根幹を成してきた。

(2) 政府は、2013年12月23日に、南スーダンでのPKO活動を実施中の韓国軍への自衛隊の小銃弾1万発の無償提供のように、これまで、平和国家の根幹を成す「武器輸出三原則」の例外的措置をなし崩し的に認め、武器輸出三原則の形骸化を進めてきた。

しかし、今回の「防衛装備移転三原則」の閣議決定は、1967年以来、半世紀近く、憲法が定める平和主義に則り国是とされてきた「武器輸出三原則」そのものを完全に捨て去る

ものであって、憲法の平和主義を踏みにじるものにほかならず、断じて許されない。

3 「防衛装備移転三原則」の下、国際紛争を助長するおそれがある

(1) 政府は、「これまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持」していくと説明するが、「防衛装備移転三原則」の下で、武器や関連技術の輸出先は拡大し、平和国家としての歩みは堅持されなくなる。

武器輸出三原則では、紛争当事国だけでなく、「そのおそれのある国」への輸出も禁止していた。これに対し、「防衛装備移転三原則」の第一原則では、輸出禁止対象国である「紛争当事国」は「国連安保理がとっている措置の対象となっている国」と限定され、「そのおそれのある国」は削除されている。そのため、周辺国に空爆を繰り返すイスラエルなどへの輸出も制限されなくなる。「防衛装備移転三原則」の下、日本が製造に関わった武器が他国の人々を殺傷するという事態が生じることになれば、これまで平和憲法を持つ国として日本が得てきた国際的な信頼も瓦解することになる。

(2) 政府は、「防衛装備移転三原則」を策定した理由として、「武器輸出に対する考え方が複雑化してきたため、考え方を抜本的に整理し、輸出ができる場合を明確化した」と説明する。しかし、「防衛装備移転三原則」の第二原則では、輸出の審査基準が「日本の安全保障に資する場合」などと曖昧で、判断基準として不明確であり、拡大解釈されるおそれがある。

(3) 「防衛装備移転三原則」の第三原則では、目的外使用及び第三国移転に係る防衛装備の海外移転に際しては、原則として日本の事前同意を相手国に義務づけることにより適正管理を確保すると定める。しかし、国際共同開発などの場合は、事前同意を必要としない等、例外が広く認められており、適正管理が相手国において遵守されない場合が生じる。

(4) このように武器の輸出先の拡大、目的外使用、第三国移転のおそれがあり、「防衛装備移転三原則」の下、同盟国とともに武器の共同開発の提携と参画を推進し、国際紛争を助長するおそれがある。

4 「防衛装備移転三原則」は憲法9条に違反する

安倍首相は、「積極的平和主義」を掲げる国家安全保障戦略で武器輸出に関する新原則を策定する方針を打ち出し、3月末には集団的自衛権の行使容認を巡って新たに自民党内に総裁直轄の組織を設置し、党内議論を開始させた。「防衛装備移転三原則」の閣議決定は、安倍自民党政権による集団的自衛権の行使容認と相まって、海外で戦争する国づくりの一環としてなされたものであり、平和国家という戦後日本の「国のかたち」の根幹を覆すものである。

「防衛装備移転三原則」は、国際紛争を助長し、武力行使を禁止した憲法9条に違反するものであり、自由法曹団は、平和憲法を踏みにじる今回の閣議決定に強く反対し、その撤回を求める。

2014年4月3日

自由法曹団

団長 篠原義仁